



消費生活サポーターだより No. 53

令和5年8月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。毎日暑い日が続きますが、いかがお過ごしでしょうか。皆様の活動に役立つ情報を掲載しましたのでご活用ください。

知っておきたい役立つ情報 ～消費生活トラブル～

◎依然と相談が多い「定期購入トラブル」

テレビショッピングを見ていたところ、美容液がお試し価格で500円と安価だったため電話で注文した。翌月同じ商品が届き3万円の請求書が同封されていて、初めて自動的に商品が届く定期購入と気がついた。

▶アドバイス 注文の際は、必ず注文内容をよく確認！

- ① 定期購入かどうか
- ② 定期購入の場合、2回目以降の代金
- ③ 返品や解約の条件
- ④ ネット通販の場合は、最終確認画面のスクリーンショットなどで証拠を残す



(消費者庁イラスト集より)

◎最近増えている「訪問購入トラブル」

「不用品の買取り中で、何でも買い取る」と女性から電話があった。「古着を売りたい」と伝えて、翌日来訪した事業者の男性に古着を渡そうとしたところ、古着より貴金属はないかと強い口調で強引に不当な安い価格で買い取っていった。

▶アドバイス

- ① 事業者に来てもらおうと断りきれないことがあるので、安易に来訪を承諾しない。
- ② 買取依頼をしていない貴金属類の話が出たらきっぱり断る。
- ③ 家に勝手に上がられたり、身の危険を感じたら、警察に連絡する。



(消費者庁イラスト集より)

電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害状況（令和5年1月から6月末）

○累計認知件数 91件（前年同期比－2件）

○累計被害額 約3億290万円（前年同期比＋5,571万円）

○被害の傾向 架空料金請求詐欺が急増！（認知件数32件：件数全体の約35%、昨年同期比で約3倍増）

（長野県警察本部発表暫定値、1万円未満切り捨て）



【架空料金請求詐欺とは】今年に入り、スマートフォンやパソコンへの通知や画面表示をきっかけにした「架空料金請求詐欺」が全国的に急増しています。未納料金請求名目や架空高額当選金の手続き名目などの古典的な手口のほか、最近ではパソコン画面に「ウイルス感染」などの警告画面を表示し、ウイルス駆除や遠隔サポート等を名目に電話をかけさせて、電子マネーで架空のサポート料金を請求する「サポート詐欺」が増加（昨年の約2倍）しています。ご注意ください。

【被害事例】父が一日の内に何回も出掛けることから不思議に思い問いあたしたところ、「パソコンに『ウイルス感染』の警告画面が出て、表示された電話番号に電話をした」とのこと。パソコン操作のサポート支援手数料として、コンビニで電子マネーを購入し、そのカードの裏の番号を教えるように言われ、総額15万円の被害に遭った。

【架空料金請求詐欺 だましのキーワード】

- ・「サイトの未納料金がある。」
- ・「パソコンのウイルス感染の対策が必要。」
- ・「手数料を支払えば、当選金が受け取れる。」

プラス

「電子マネーで支払って」
「電子マネーの番号を教えて」

被害防止対策

- ・身に覚えのないメールや着信は、無視する。
- ・電子マネー番号は、他人に教えない。
- ・警告画面が出て、落ち着いて周囲の人、消費生活センターや警察に相談する。

消費者ホットライン 188 (局番なし)

長野県警察相談専用電話 #9110



知っておきたい役立つ情報2 ～日常生活～

◎刈払機（草刈機）の使用中的事故にご注意ください！

夏場を迎え、刈払機や草刈機を使って家庭の庭の手入れなどを行う機会が多くなります。刈払機や草刈機はホームセンターやインターネットなどで個人でも簡単に購入することができ、手軽に使える便利な機器です。

しかし、鋭利な刈刃がついており、使用中は高速で回転するため、慎重に取り扱わないと指や脚などの骨折や切断などといった取り返しのつかない重篤なケガにつながる危険性があります。

1年のうち5月と7～8月に事故が多く発生しています。「ヘルメット、保護メガネや防振手袋など、保護具を必ず装着する」、「回転する刈刃が障害物や地面に当たって跳ね返るキックバックに注意する」、「刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行う」など使用の際は十分ご注意ください。

詳しくは、国民生活センターや消費者庁のホームページを参考にしてください。

国民生活センター：http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170720_1.html

消費者庁：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_032/



◎熱中症予防強化キャンペーン

5月1日から9月30日までは「熱中症予防強化キャンペーン」です。連日30℃以上の真夏日が観測されており、熱中症アラートが発令されるなど熱中症対策が必要です。エアコンの適切な利用、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分補給、十分な睡眠と食事を取るなど熱中症予防行動を積極的にとりましょう。

詳しくは、消費者庁のホームページをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230508/

送付資料

○独立行政法人国民生活センター

・見守り新鮮情報 中古車の売却トラブルに注意 第455号

・見守り新鮮情報 家庭用蓄電池の契約 第456号

○消費者庁 Vol.626 早めの熱中症予防！症状が現れたら速やかな処置を！



水の事故にも
注意！



しあわせ信州

長野県 暮らし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：水澤

電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374

Eメール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県 県民文化部 暮らし安全・消費生活課

